

平成29年4月18日

ケーブルテレビの将来像「ケーブルビジョン2020+」についての意見募集

放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会 報告書(案)

総務省は、「放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会」(分科会長:鈴木陽一 東北大学電気通信研究所教授)が、その下に設置した「ケーブルテレビWG」(主査:平野晋 中央大学総合政策学部教授)での検討を踏まえて取りまとめた報告書(案)について、平成29年4月19日(水)から同年5月12日(金)までの間、意見募集を行います。


1 経緯

平成28年10月に「放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会」では、「ケーブルテレビWG」を設置し、同年11月から、ケーブルテレビの特性を踏まえつつ、災害時・平時における地域情報の充実・アクセスの確保や、期待される役割・将来像等についての検討を行ってきました。


今般、当該WGの検討を踏まえた当該分科会において、報告書(案)を作成しましたので、当該報告書(案)に関して意見を募集します。


2 意見公募要領

(1)意見募集対象

放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会 報告書(案)
「ケーブルビジョン2020+」(別紙1 )

(2)意見募集期限

平成29年5月12日(金)必着。詳細については、別紙2 の意見公募要領のとおりです。なお、本意見募集については、下記連絡先において閲覧に供するとともに、総務省のホームページ

(<http://www.soumu.go.jp>)の報道資料及び電子政府の総合窓口[e-gov](<http://www.e-gov.go.jp> )の「パブリックコメント」欄に掲載します。

(3)参考資料

報告書(案)の概要(別紙3 )

3 今後の予定

提出された意見は、取りまとめを行うに当たり、議論の参考とさせていただきます。意見内容については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。

連絡先

連絡先: 情報流通行政局衛星・地域放送課
地域放送推進室

担当: 宇津木課長補佐、中里係長

電話: 03-5253-5809

FAX: 03-5253-5811

メール: cable-wg@ml.soumu.go.jp

(注)迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

放送を巡る諸課題に関する検討会
地域における情報流通の確保等に関する分科会
報告書案

ケーブルビジョン2020⁺

～ 地域とともに未来を拓く宝箱 ～

2017年4月5日
ケーブルテレビWG

業撤退した場合には、ブロードバンドや地上放送の再放送の代替手段がなくなり、地域住民のライフラインが損なわれることになる。

日本ケーブルテレビ連盟は、引き続き業界としての共通機能はプラットフォーム機能に集約し効率的に利用できるように取り組むとともに、中小規模の事業者は、プラットフォーム機能等を利用してサービスの多様化・高度化に努め、経営の効率化や競争力の強化を図ることが適当である。

また、既に事業者の中には、コンテンツの共同制作やヘッドエンドの共用など、近隣事業者と連携して経営の効率化や競争力の強化を図っている事業者もいるが、地域性を確保しつつ規模の拡大による経営体力の強化を図る観点からは、一定の地理的範囲内の事業者間における合併等の資本結合も、経営の選択肢として検討することが適当である。

条件不利地域では、民間事業者の参入が期待できないため、自治体が自ら事業者となっている場合があるが、自治体事業者の約4割が赤字であることから、長期的・継続的な事業運営に資するため、指定管理者制度やPFIを導入することも選択肢として考えられる。既に指定管理者制度やPFIを導入している自治体もあることから、総務省は、指定管理者制度等の利用実態を把握するとともに、必要に応じてガイドラインを作成し、自治体が指定管理者制度等を選択できる環境整備を行うことが適当である。

(3) 無電柱化への対応

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的として、2016年12月に無電柱化の推進に関する法律が成立した。今後、同法の施行に向けて、国土交通大臣が、無電柱化の推進に関する基本的な方針や目標等を定めた無電柱化推進計画について総務大臣等との協議等を行った上で策定することとなっている。

ケーブルテレビ事業者は、伝送路の添架・共架先の電柱を保有する通信事業者や電力事業者と連携して無電柱化に取り組むことが必要となるが、ケーブルテレビ事業者の規模は様々であり無電柱化は架空線に比べコスト負担を伴うものであること等に鑑みると、無電柱化推進計画は、このような個々の事業者の状況を考慮したものとすることが求められるところである。

特に、無電柱化ではコスト削減が重要となる一方、技術の進歩への対応やサービスの安定的な提供を確保することも重要となるため、国土交通省の「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」中間報告にあるように、地中に埋設されたケーブルの保護や故障時の保守面での課題等にも配慮が必要である。

(4) 利用者保護対策の推進

ケーブルテレビに関する苦情・相談等は、2015年度で約3,000件⁶²寄せられており、ケーブルテレビ事業者は、2016年5月から充実・強化された利用者保護ルール(提供条件の説明義務における適合性原則、書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知等及び勧誘継続行為の禁止、

⁶² 2017年3月14日までのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)登録データにおける「有線テレビ放送」に関する相談件数。



② 事業者間連携等による経営の効率化や競争力の強化

- 中小事業者は、業界共通の機能を集約したプラットフォーム機能の利用が適当
- コンテンツ共同制作やヘッドエンドの共有のほか、一定の地理的範囲内での合併等の資本結合も経営の選択肢として検討が適当
- 自治体は指定管理者制度やPFIも選択肢。総務省は実態把握し、必要に応じガイドラインを策定しこれらを選択できる環境整備が適当



③ 無電柱化への対応

- 2016年12月に無電柱化の推進に関する法律が成立。今後国交省が、基本方針や目標等を定めた無電柱化推進計画を策定
- 無電柱化はコスト負担が発生。無電柱化推進計画は、個々のケーブル事業者の規模等を考慮したものとすることが求められる
- コスト削減の一方、地中に埋設されたケーブルの保護や故障時の保守面での配慮も必要

① 人材育成の充実・強化

- 既存サービスに安住することなく、限られた経営資源を機動的・集中的に投下する経営陣の判断とこれを支える人材育成が重要
- 業界としての人材研修や人材交流を通じたベストプラクティスの共有が重要
- 総務省は、認定を受けた業界団体への人材育成費用の補助制度を創設。これらを利用した人材育成の充実・強化が期待

横断的課題

への対応



④ 利用者保護対策の推進

- 2016年5月から充実・強化された利用者保護ルール(書面交付義務等)の適切な遵守が必要
- 視聴者視点に立った視聴履歴の利活用に係る同意取得等の仕組みの構築が必要
- 格安スマホ等が特許詐欺に使用される事案が増加。MVNOは本人確認の徹底等が必要
- 地域の消費者保護のため、消費者安全法の消費者安全確保地域協議会への参加が期待

⑥ データ収集・公表の充実と「ケーブルテレビ政策ポータルサイト」の構築

- 総務省は、事業実態の把握に収集が必要なデータを検討し、収集・公表が適当
- 業界団体も、業界全体のデータの把握・分析を行うことが望ましい
- 総務省は、「ケーブルテレビ政策ポータルサイト」を構築し、その中で関連政策等が一覧できるように整理・公表することが適当

⑤ 国内メーカーとケーブルテレビ事業者の連携

- 国内メーカーに強みのあるRF方式の設備も、今後海外の安価な製品が拡大し、放送のIP化で需要が減少するおそれ
- 国内メーカーとケーブル事業者が連携して関連技術の高度化等に取り組みることが適当
- 例えば、スマートホーム事業で家庭のホームゲートウェイとなるSTBや、音声認識機能付きリモコンなどは、連携した取組が期待

